

# 介護保険

申請からサービス利用まで  
高齢者福祉サービスについて

(2026年度版)



## 山陽小野田市 福祉部 高齢福祉課

【介護保険制度について】

介護保険係 TEL:82-1172

基幹型地域包括支援センター TEL:82-1149

【高齢者福祉サービスについて】

高齢福祉係 TEL:82-1171

〒756-8601 山陽小野田市日の出1-1-1

あなたの側に健仁会

# Mind & Action

心のこもった医療と福祉サービス



しおん高泊  
開設



SHION  
Rehabilitation & Medical Clinic

## 紫苑リハビリ内科 クリニック

医療法人 健仁会

しおん内科外科クリニック  
山陽小野田市日の出3丁目7-2

ケアタウン フクシア紫苑  
紫苑リハビリ内科クリニック  
山陽小野田市厚狭字埴生田 503-1

ケアタウン あさ紫苑  
介護老人保健施設 あさ紫苑  
山陽小野田市桜1丁目3-1

高齢者向け優良賃貸住宅 心遊館  
山陽小野田市桜1丁目3-2

ケアタウン こうよう紫苑  
山陽小野田市郡字浜3233-7

グループホーム 花・デイサービスセンター きらら  
山陽小野田市有帆字仏石662-11

健仁会地域総合ケアセンター  
山陽小野田市大字東高泊1588-2

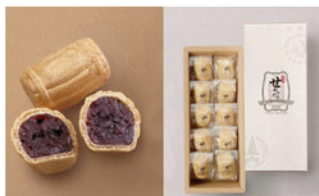
サテライト型介護老人保健施設 しおん高泊  
山陽小野田市西高泊字西大塚1198-12



サテライト型介護老人保健施設 しおん高泊  
2024年3月開設しました。  
山陽小野田市西高泊字西大塚1198-12



ケアタウンフクシア紫苑



「復刻せめんだる」(製造販売:安都佐)



## フクシア紫苑 ケアタウン

社会福祉法人 健仁会

ケアタウン フクシア紫苑  
特別養護老人ホーム フクシア  
山陽小野田市厚狭字埴生田 503-1

フクシア須恵デイサービスセンター  
山陽小野田市港町1-1

介護付き有料老人ホーム ココフレ紫苑  
山陽小野田市新生3丁目3-27

看護小規模多機能ホーム フクシア  
山陽小野田市厚狭字埴生田498-1  
併設 <Café ひまり>

極みの食パン 安都佐 azsa  
山陽小野田市厚狭467-1  
<小野田銘菓 せめんだる製造販売>

地域に根ざした医療・介護サービスを提供しています。



地域に密着した医療介護の相談窓口

◎地域総合ケアセンター

☎0836-39-2500

医療法人 健仁会・社会福祉法人 健仁会

クリニック・有床診療所・介護老人保健施設・通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリ・訪問リハビリ・訪問介護ステーション・訪問看護ステーション・グループホーム・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム・低額宿泊施設・居宅介護支援事業

# 申請からサービス利用まで

介護保険のサービスを利用するためには、介護や支援を必要とする状態にあるかどうかについて、市の要介護認定を受ける必要があります。

## 1 申請書の提出

市の高齢福祉課(⑤番窓口)または山陽総合事務所に、介護保険の保険証を添えて、要介護認定の申請書を提出します。居宅介護支援事業所や介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。

介護サービスについてよく分からないんですが..

介護の相談については、電話または窓口で対応しています。お気軽にどうぞ



## 2 調査日時の打ち合わせ

市の職員または介護支援専門員が、ご自宅(入院の方は病院など)へ調査に訪問する日時を、電話で打ち合わせします。できるだけ介護者の方が立会していただきますようお願いします。

### 問 利用しないが認定は受けておいた方がいい?

答 今は家族が介護していて介護サービスを使わないが、認定を受けておいた方がいいと人から言われたので、受けておきたいという方がいらっしゃいます。介護度は心身の状態によって変わってくるため、介護サービスを使いたいときには、改めて認定を受け直した方がよい場合があります。当面、使いたい介護サービスがない場合は、必要になった時に申請をされても大丈夫です。

## 3 訪問調査

心身の状態に関する項目と医療に関する項目について、本人と家族への聞き取り調査を行います。マヒはあるか、関節はどの程度動かせるか、洗顔やはみがき、衣類の着脱などができるかなど介護に影響のある74項目について、調査を行います。

※入院や退院などご本人の居所が申請後変わった場合は、必ずご連絡ください。

認定調査にお伺いしました

どうぞ



## 4 医師の意見書

申請書に記入していただいたかかりつけ医宛てに、市から傷病や心身の状態が記載された意見書の依頼を行います。ご本人が長期間受診されていない場合は、受診していただく必要があります。受診の際に、介護保険の申請を行うことを伝えてください。

※主治医がいない場合は、市の介護保険係にご相談ください。

介護認定の申請中です



## 5 認定審査

③④の資料を基に保健、医療、福祉の専門家で構成する介護認定審査会が審査し、要介護度が最終的に判定されます。

## 6 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から**認定結果通知書**と**被保険者証・負担割合証**が届きます。※古い保険証はご自分で裁断して処分してください。

※審査に係る資料が揃わない場合は、認定結果の通知が遅れることがあります。

見開きのページに介護度と期間を記載しています



### 自立(非該当)の方

地域包括支援センターが提供する地域支援事業のサービスや市の高齢者支援事業を利用できます。

23ページへ

### 要支援1・要支援2の方

地域包括支援センターまたは、市の指定や委託を受けた居宅介護支援事業所が利用者の心身や生活状況を把握し、介護予防ケアプランを作成します。

2ページへ

### 要介護1~5の方

在宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業所を自分で選びます。施設入所を希望される場合は施設に入所申し込みを行います。

3ページへ

## 要支援1・要支援2の方

### 7 在宅サービスを利用したい

地域包括支援センターまたは市の指定や委託を受けた居宅介護支援事業所が、本人や家族から話をうかがい利用者の心身の状態、環境、生活歴などを把握し課題を分析します。

### 8 介護予防ケアプランの説明と同意

上記の担当者がケアプランのご説明をし、契約書・重要事項説明書・個人情報に係る同意書に捺印をいただきます。

### 9 契約の締結とサービス利用の開始

サービス事業所と利用に係る契約を行い、サービス利用を開始します。

### 10 目標達成度の評価とプランの見直し

3か月おきに目標達成度を評価し、ケアプランの見直しを行います。

### 11 更新申請書の提出

更新期間満了の75日前に、「要支援・要介護認定更新申請書」をお送りします。更新期間満了の60日前から申請することができますので、早めに手続きをお願いします。申請は、本人または家族が被保険者証と申請書を持って、市役所の5番窓口、総合事務所、埴生支所に提出してください。担当者に手続きを代行してもらうこともできます。

## 地域包括支援センターとは？

要支援1・2に認定された方は、地域包括支援センターまたは、市の指定や委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行います。その他、地域包括支援センターでは、地域支援の総合相談、成年後見制度などの権利擁護事業の紹介や虐待の防止・早期発見、地域のケアマネジャーの支援などを行っています。

(⇒25ページ)

### できないことを補うサービス

援助してもらうのは楽だけど、自立支援を重視していない生活援助は、目標も見失いがちに。身体機能も使わないことで廃用がすすみ、衰えていく傾向に。

### 従来の介護サービス

自立支援

### 介護予防サービス

#### 自分でできることは自分で！

安易に介護サービスに頼ると生活機能はどんどん低下してきます。

### 目標志向型のケアプラン

3か月ごとに目標の達成度を点検し、ケアプランの見直しを行います。

#### したいこと・できるように なりたいことを目標に！

住み慣れた地域で、自宅で生活を続けるために目標を設定し実現していきましょう。

#### 自分にあったオプションを選択！

運動器機能向上訓練、栄養改善、口腔機能向上など追加でメニューを選択できます。

## 在宅サービスを利用したい

### 7 居宅介護支援事業所を選ぶ (⇒6ページ)

居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に、ケアプランの作成を依頼。

心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

### 8 サービス計画(ケアプラン)の作成

本人の能力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討し、利用するサービスの種類や回数を決定します。

サービス担当者会議

ケアプランの作成には利用者負担はかかりません!

### 9 サービス内容の説明

事業者から、利用するサービスについての具体的な説明を受けます。書類(重要事項説明書)の内容をよく確認しましょう。

### 10 サービスの契約

訪問介護や訪問看護などを行う事業者と契約します。

### 11 サービス利用開始

ケアプランに基づいたサービスが提供されます。

### 12 更新申請の提出

認定有効期限の2か月前に更新の案内をお送りします。引き続きサービスを利用したい場合は、更新の代行申請を担当ケアマネジャーに依頼するか、本人または家族が更新申請書を提出してください。

## 施設サービスを利用したい

### 7 入所したい施設を選ぶ (⇒19ページ)

施設を選び(19ページに一覧表があります)、直接施設へ申し込みます。

※施設の空き状況により申し込みをしても入所まで期間を要する場合があります。

### 8 サービス内容の説明

施設の担当者から、施設で受けられるサービスについての具体的な説明を受けます。書類(重要事項説明書)の内容をよく確認しましょう。

施設と契約

入所する施設と契約します。

### 9 施設サービス計画の作成

施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者にあつたケアプランを作成します。

### 10 利用者負担限度額の申請をする

市役所で利用者負担限度額の認定申請をします。(市民税非課税世帯の方が対象です)

#### 未利用・休止中の方の更新申請について

長期入院中や在宅でも介護サービスを利用する予定がないときは、更新申請をする必要はありません。再び、介護サービスを利用する必要が生じたときに、改めて認定申請をしてください。認定有効期間が切れても、新たに申請していただければ、その時の心身の状況に応じた要介護度での判定が行われます。また、急にサービス利用する必要が生じた場合も、申請日から暫定でサービスを利用することができます。

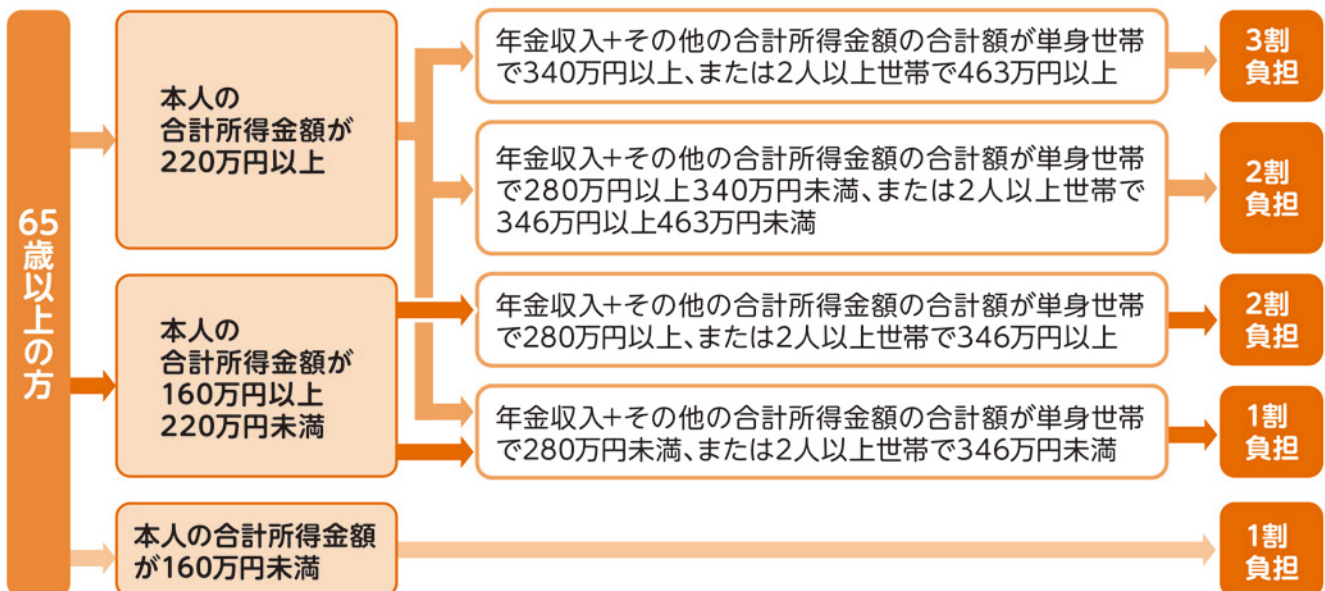
## 要支援・要介護状態のめやす

要介護状態区分	心身の状態の例	利用できるサービスと利用可能限度月額	
非該当(自立)	介護サービスの利用が必要と認められない(地域支援事業の利用が妥当)	総合事業や市の高齢者支援事業など	
要支援1	障害のため生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる等	介護予防給付サービス	50,320円
要支援2	食事や排せつはほとんど自分でできるが、身の回りの世話に何らかの介助が必要。立ち上がり等に支えが必要等		105,310円
要介護1	上記の場合で、介護予防のサービス利用についての理解が困難な程度の認知機能の低下や、認定期間内に状態悪化が見込まれる等	在宅サービスまたは施設サービス(介護保険施設への入所)	167,650円
要介護2	食事や排せつに介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要等		197,050円
要介護3	排せつや身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない。歩行が自分でできないことがある等		270,480円
要介護4	排せつや身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある等		309,380円
要介護5	食事や排せつ、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある等		362,170円

## サービス利用料の利用者負担割合について

介護サービスを利用したときは、サービス費用の1割から3割を支払います。

### 利用者負担の判定の流れ



- 負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。
- 負担割合は、前年の合計所得金額等に基づいて判定されます。詳しくは、お問い合わせください。
- 負担割合が2割又は3割の方も、高額介護サービス費等の制度により、減額される場合があります。(⇒21ページ)
- 65歳未満の第2号被保険者の方は1割負担となります。

## 認定と調査についてよくある質問

### 問 65歳未満でも申請できますか？

答 40歳以上65歳未満の方でも厚生労働省が定める以下の加齢に伴う特定疾病に該当する場合は要介護認定を受けることができます。

●筋萎縮性側索硬化症●後縦靭帯骨化症●多系統萎縮症●骨折を伴う骨粗鬆症●脊柱管狭窄症●関節リウマチ●初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)●脊髄小脳変性症●パーキンソン病関連疾患●慢性閉塞性肺疾患●早老症(ウェルナー症候群)●閉塞性動脈硬化症●末期がん●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症●脳血管疾患●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

\*詳しくは、かかりつけの医療機関でお尋ねください。

### 問 認定有効期間中に状態が悪くなった場合は？

答 有効期間内に心身の状態が悪化した場合は、期間満了を待たずに認定の変更を申請できます。担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してください。ただし、支給限度額との関係で利用したいサービス内容によっては、変更申請の必要がないことがあります。また、入院してしばらくの間は心身の状態が安定していないため、調査ができない場合があります。

### 問 これまで要介護1で、心身の状態は悪化したのに更新したら要支援2になりました

答 要介護1相当に認定された場合、疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態、認知機能や思考・感情等の障害により、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態以外は要支援2に認定されることになりました。これにより、自立支援に重点をおいた介護予防のケアプランに基づいて支援していきます。

## 山陽小野田市の介護保険料について

所得段階	該当者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,810円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下
第4段階	世帯内に市民税課税者がいる場合	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える
第5段階		本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円以下
第6段階	本人が市民税課税	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円を超える
第7段階		合計所得金額が120万円未満
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満
第10段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満
第11段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満
第12段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満
第13段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満
		合計所得金額が720万円以上



居宅サービスの利用を希望する場合は、まずは居宅介護支援事業所を選択することから始めます。

## 居宅介護支援事業所とは

県の資格を有する介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者や家族の希望や心身の状態等を勘案し、利用者に最適と思われる計画書を作成します。所属事業所と関係なく中立な立場で、各サービス事業所と連絡をとり、適切なサービスの提供が出来るように調整をしていきます。その後、定期的にサービスの見直しを行い、適切にサービスが行われているか否かのチェックを行います。要介護認定の更新の手続きも代行申請します。

## 市内の居宅介護支援事業所の一覧

本山	なみおと居宅介護支援事業所	小野田1147-13	88-2200
須恵	あおぞら居宅介護支援事業所	須恵1-12-33(村重医院)	81-0008
	むべの里居宅介護支援事業所住吉	住吉本町2-5-12(有料老人ホーム住吉)	81-1015
小野田	長寿園居宅介護支援事業所	小野田11324-10(長寿園)	84-7055
	マミーケアサービス	小野田7408	43-6650
	ケアプランナーこころ	小野田7188-3	39-0550
高泊	総合ケアセンターゆう	西高泊758-1	43-7882
高千帆	居宅介護支援事業所フクシア	東高泊1588-2	39-0030
	ケアマネセンターわけん	新生2-8-10	39-7773
	虹の居宅介護支援事業所	くし山1-34-7	38-5755
有帆	高千帆苑在宅介護支援センター	有帆10662-8(高千帆苑)	84-7093
	山ぼうし居宅介護支援事業所	有帆535-117	38-8000
厚狭	ケアセンター康友	郡415-3	39-1711
	ケアマネセンターかがやき	鴨庄10-4	72-0331
	ケアマネセンター伽野	厚狭932-6	43-7766
出合	ケアプランセンターであい	山川1338-8	39-5262
	居宅介護支援事業所たいむ	山川985-16	73-2122
埴生	サンライフ山陽居宅介護支援事業所	埴生2156(サンライフ山陽)	76-3450

## 問 居宅介護支援事業所はどうやって選んだらいいのですか？

**答** 利用者は誰でも良質なサービスを受けられるよう事業所は自分で選ぶことができます。また、ケアマネジャーは介護保険のサービスを利用していく上でのパートナーになります。利用者本人や家族が信頼できるケアマネジャーを選びましょう。もし、不満があるときは、市の介護保険係や国保連合会の苦情相談に相談したり、事業所を変更することもできます。また、市外の事業所を選択することもできます。

## ①訪問介護(ホームヘルプ) 要支援1～



介護福祉士等が居宅を訪問し、身体介護(排せつ・おむつ交換・清拭・入浴・着替え・食事・整髪・爪切りの介助・口腔ケア・通院の介助など)や、生活援助(一般的な調理や掃除、洗濯、整理整頓、ごみ出し、布団カバーやシーツ交換、衣類の整理、生活必需品の買い物、薬の受け取りなど)を行います。

通院等のため、訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車・降車の介助、乗車前もしくは降車後の屋内外での移動等の介助または通院先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。

※「生活援助中心型」の訪問介護は、利用者が1人暮らし(日中独居を含まず)であるか又は家族等が障害、疾病、その他やむを得ない事情により、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合に限られます。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

#### 身体介護

20分未満	1回 1,630円(163円)
20分以上30分未満	1回 2,440円(244円)
30分以上1時間未満	1回 3,870円(387円)
1時間以上	1回 5,670円(567円) 30分増すごとに820円(82円)

#### 生活援助

20分以上45分未満	1回 1,790円(179円)
45分以上	1回 2,200円(220円)

#### 通院等乗降介助(要介護1以上)

片道	1回 970円(97円)
----	--------------

※乗車中の経費は自己負担

### 要支援1・2・事業対象者の方は

本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なマネジメントに基づいてサービス提供されます。また、サービス提供の時間や回数の程度については、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されます。

週1回程度(要支援1・2・事業対象者)	11,760円(1,176円)/月
週2回程度(要支援1・2・事業対象者)	23,490円(2,349円)/月
週2回以上(要支援2・事業対象者)	37,270円(3,727円)/月

### こんなサービスは介護保険の対象となりません!

本人以外の家族のための家事、草むしりや花木の手入れ、ペットの世話、洗車、大掃除や家屋の修理、床のワックスがけ、地域行事への参加や冠婚葬祭への付き添い、利用者が使用しない部屋の掃除など日常的な家事の範囲を超えるもの。

☆シルバー人材センターなどの行う有償サービス、民間のハウスクリーニング業者の行う有料ヘルパーなどを利用することができます。また、8ページの訪問介護事業所でも介護保険外でサービス提供されている事業所もあります。利用料金は事業所によって異なります。事業所に直接ご相談ください。

## 市内の訪問介護事業所(介護度により対応していない事業所もあります)

赤崎	訪問介護事業所エガオ	小野田4839-1	43-9556
須恵	むべの里訪問介護事業所住吉	住吉本町2-5-12	81-1015
	訪問介護S.L.C「ゆとり」	須恵3-10-3	55-4403
小野田	ヘルパーステーションミント	中川3-12-1-202	43-9936
高泊	ヘルパーステーションそらり	西高泊1334-1	39-5232
	ヘルパーステーションゆう	西高泊758-1	43-7882
高千帆	有限会社 ケア・サービス優	新生2-6-25	83-4302
	サンキ・ウエルビー介護センター小野田	日の出3-15-28	81-5391
	ニチイケアセンター小野田	日の出3-9-9 平成ビル2F	81-3571
	訪問介護ステーション翔陽	新生2-8-8	39-7169
	ヘルパーステーションわけん	新生2-8-10	39-7773
	ヘルパーステーションきずな	日の出1-4-12 松本ビル2階	38-7778
有帆	訪問介護事業所いこい	有帆1493	39-7352
厚狭	訪問介護ステーションあさ紫苑	桜1-3-2	71-1715
	つつじヘルパーステーション	郡445-7	39-5447
	訪問介護ステーションネスレ	厚狭680-23	72-4165

### ②訪問入浴介護

#### 要支援1～

ご自宅で入浴ができます

入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で、看護師、介護士が訪問して、入浴介助を行います。全身入浴のほか、希望により部分浴や清拭も利用できます。

#### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

要支援1・2	全身浴	8,560円(856円)
要介護1～5	全身浴	12,660円(1,266円)

#### ●市内の訪問入浴介護事業所 市内では該当事業所なし

### ③訪問看護 要支援1～



ヘルパーが行えない医療行為なども行えます

通院が困難な方に対して、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状観察／食事、排せつ、入浴の介助／清拭／床ずれの手当て／経管栄養の管理／ターミナルケア(終末期医療)など療養上の世話や診療の補助を行います。

#### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

	要支援1・2	要介護1～5
訪問看護ステーションから30分未満の場合	4,510円(451円)	4,710円(471円)

※要介護認定を受けている方は、原則として医療保険の訪問看護より介護保険の訪問看護の利用が優先されます。ただし、末期がんや厚生労働大臣が定める疾病(難病等の方、人工呼吸器を使用している場合)、精神科訪問看護の場合は、医療保険の訪問看護を利用することができます。また急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って医療保険の訪問看護の対象になります。

#### ●市内の訪問看護事業所

赤崎	小野田赤十字訪問看護ステーション	小野田3700	88-0165
	ひろき苑訪問看護ステーション	赤崎2-9-1	52-8171
須恵	訪問看護ステーションゆとり	須恵3-10-3	55-4403
高泊	訪問看護ステーションそらり	西高泊1334-1	39-5232
	訪問看護ステーションゆう	西高泊758-1	43-7882
高千帆	山陽小野田医師会訪問看護ステーション	東高泊1947-1	81-0295
	山陽小野田市訪問看護ステーション	東高泊1863-1	52-8120
	訪問看護リハビリステーションプラスワンピース	新生1-9-12	050-1742-2838
	虹の訪問看護ステーション山陽小野田	くし山1-34-7	38-5765
	訪問看護ステーション翔陽	新生2-8-8	39-7169
有帆	訪問看護ステーション結希	日の出4-13-6	52-7652
厚狭	訪問看護ステーションフクシア	厚狭字埴生田498-1	39-5677

その他各医療機関(お問い合わせください)

### ④居宅療養管理指導 要支援1～

通院が困難な場合は医療機関にお問い合わせください

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士、看護職員などが通院が困難な利用者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導(医師による療養上の指導や助言／歯科医師による指導や歯科衛生士による口腔内・義歯の清掃指導／薬剤師による服薬指導)を行います。

#### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

薬剤師等による指導(1か月に2回まで)	要支援1～要介護5	5,660円(566円)
---------------------	-----------	--------------

※がん末期等の場合、週2回(月8回)利用できます。各病院・診療所・歯科医院・薬局など(お問い合わせください)

## ⑤訪問リハビリテーション 要支援1～

通院が困難な方に対して、主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行い心身機能の維持や回復を図ります。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

1回につき	要支援1・2	2,980円(298円)
	要介護1～5	3,080円(308円)

### ●市内の訪問リハビリテーション事業所

赤崎	森田病院 ラインハート	赤崎2-10-1	080-7208-9004
須恵	村重医院	須恵1-12-10	83-3738
小野田	瀬戸整形外科クリニック	稲荷町11-20	83-2292
厚狭	紫苑リハビリ内科クリニック	厚狭字埴生田	71-1300

その他各医療機関(お問い合わせください)

## ⑥通所介護(デイサービス) 要支援1～

日帰り介護施設(デイサービスセンターなど)に通い、他の利用者と一緒に、食事や入浴や排せつの介助、機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

所要時間3～4時間

要介護1～要介護5
3,700円(370円)～5,880円(588円)

所要時間5～6時間

要介護1～要介護5
5,700円(570円)～9,840円(984円)

所要時間8～9時間

要介護1～要介護5
6,690円(669円)～11,680円(1,168円)

### 要支援1・2・事業対象者の方は

	予防給付型	生活維持型	短時間型
要支援1・事業対象者	月額 17,980円(1,798円)	月額 12,590円(1,259円)	月額 8,990円(899円)
要支援2(週1回利用)	月額 19,780円(1,978円)	月額 13,850円(1,385円)	月額 9,890円(989円)
事業対象者・ 要支援2(週2回程度)	月額 36,210円(3,621円)	月額 25,350円(2,535円)	月額 18,110円(1,811円)

※送迎代を含む。食事代やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

### ●選択サービス(以下のサービスを選択して利用できます)

運動器機能向上	栄養改善	口腔機能向上
対象者の負担とならない範囲で ・ストレッチ ・バランストレーニング ・コンディショントレーニング ・有酸素運動 ・筋力向上トレーニング ・機能的トレーニング など	低栄養状態にある またはそのおそれのある利用者の 栄養改善に向けた栄養ケア 計画を作成し、これに基づく適 切なサービスの実施、相談、助 言 など	・口腔清掃 ・そしゃく機能訓練 ・構音・発声訓練 ・嚥下機能訓練 ・呼吸法に関する訓練 ・食事環境についての指導 など

## ●市内の通所介護(デイサービス)事業所(通常規模型)

☆通常規模(定員19人以上)のデイサービスです。市外の方も利用できます。

赤崎	デイサービスよりそい	小野田3851-11	43-7110
	ひろき苑デイサービスセンター小野田	赤崎2-9-1	52-8171
須恵	むべの里デイサービスセンター住吉	住吉本町2-5-12	81-1015
	リハビリデイサービスプラスワン	セメント町6-2 太陽ビル1階テナント3	39-7887
	フクシア須恵デイサービスセンター	港町1-1	81-1800
小野田	デイサービス施設明寿香園	小野田11324-10	84-5507
高千帆	デイサービスわけん	新生2-8-10	39-7773
	プラスワンサンク小野田店	東高泊784	52-8803
有帆	高千帆苑デイサービスセンター	有帆10662-8	84-0317
	デイサービス結楽の杜	有帆1316	52-9610
	生活介護事業所いこい	有帆1494-5	39-7352
	デイサービス有帆	有帆535-117	84-3838
厚狭	デイサービス康友	郡415-3	39-1711
	デイサービスセンターひだまり	桜1-3-2	71-2002
	のんびり村厚狭デイサービス	鴨庄4-4	71-2030
	むべの里デイサービスセンター湯ノ峠	鴨庄1033-2	71-1211
出合	デイサービスセンターであいの里	山野井1840-5	72-1320
	共生型デイサービスこころ和み	山野井1822-1	38-9292
埴生	IMLデイサービスヴィブレ	埴生2138-1	38-8477
	サンライフ山陽デイサービスセンター	埴生2156	76-3451

## ●市内の通所介護(デイサービス)事業所(地域密着型)

☆お住まいの地域に密着した小規模(定員18人以下)のデイサービスです。原則として山陽小野田市にお住まいの方が対象になります。 ※介護度により対応していない事業所もあります。

本山	デイサービスあさひ	小野田743-1	43-6398
	よりあい処本山デイサービスセンター	小野田726-1	39-5606
	よりあい処岬デイサービスセンター	小野田36-10	88-1577
	よりあい処焼野デイサービスセンター	小野田3208-1	39-8280
赤崎	あさひデイサービスセンター	小野田1135-46	89-0187
	こころデイサービスセンター	小野田1135-63	39-6845
	デイサービスみやび	小野田4839-1	43-9556
	ディサービスゆうあい	小野田4046	88-2300
須恵	デイサービスいこい	中央2-5-9	81-3722
小野田	2ハウス 陽だまりのいえ	小野田11315-47	83-1868
高泊	デイサービスそらり	西高泊1334-1	39-9101
	デイサービス晴	西高泊1467	39-5280
	デイサービスゆう	西高泊758-1	43-7882
高千帆	リハビリデイサービスたんぽぽ	くし山1-17-20	38-5775
	デイサービスライフ	旭町1-5-1	52-7960
有帆	デイサービスセンターきらら	有帆662-11	83-7530
	デイサービス陽だまりの郷	有帆1296-1	39-1032
厚狭	ディサービスあすか	鴨庄76-3	72-1061
出合	デイサービスセンターであい	山川1338-8	39-5262
厚陽	デイサービス要	郡3191-1	090-2341-0301
埴生	デイサービスとら	津布田1759-3	52-9831

一日体験  
できる施設もあります。  
実際にお試し利用されて選択  
されたら良いと思います。



健康チェックや  
入浴、食事、おやつ、  
レクリエーションなどを  
提供しています。

## ⑦通所リハビリテーション(デイケア) 要支援1～



介護老人保健施設や医療機関に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。サービスは主治医の指示により、通所リハビリテーション計画に基づき行われます。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

所要時間1～2時間	要介護1～要介護5	3,690円(369円)～4,910円(491円)
所要時間2～3時間	要介護1～要介護5	3,830円(383円)～6,120円(612円)
所要時間3～4時間	要介護1～要介護5	4,860円(486円)～8,420円(842円)
所要時間5～6時間	要介護1～要介護5	6,220円(622円)～11,200円(1,120円)
所要時間7～8時間	要介護1～要介護5	7,620円(762円)～13,790円(1,379円)
要支援1・2の方は	要支援1	共通サービス 月額 22,680円(2,268円)
	要支援2	共通サービス 月額 42,280円(4,228円)

※送迎代を含む。食事代やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

### ●市内の通所リハビリテーション(デイケア)事業所

須恵	デイケア あおぞら	須恵1-12-10	83-3738
	松岡整形外科通所リハビリセンター	北竜王町16-17	81-3818
厚狭	介護老人保健施設 あさ紫苑	桜1-3-1	71-1711
	紫苑リハビリ内科クリニック	厚狭字埴生田503-1	71-2345

## ⑧認知症対応型通所介護 要支援1～



認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、食事や入浴や排せつの介助、機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

所要時間6～7時間	要介護1～要介護5	8,800円(880円)～12,560円(1,256円)
-----------	-----------	------------------------------

### ●市内の認知症対応型通所介護事業所

本山	デイサービスなみおと	小野田1147-13	88-3080
須恵	デイサービスいつは	住吉本町2-7-20	81-2828
	デイサービスほほえみ西の浜	南竜王町12-16	88-2324
	デイサービスひなたぼっこ	須恵1-12-21	39-6762
小野田	デイサービスほほえみ	小野田7393-2	84-5304
	デイサービスほほえみの里	小野田7408(旦東)	83-3770
	デイサービスほほえみ有帆	小野田7399	83-7796
高泊	認知症デイサービスとまりの郷	西高泊10760-3	39-2211
厚陽	デイサービスセンターこうよう紫苑	郡字浜3233-7	78-1800

## ⑨短期入所介護(ショートステイ) 要支援1～



### 短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

### 短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話が受けられます。難病やがん末期などの中重度の利用者の方の生活の質の向上、家族の介護負担の軽減の目的から日帰りで利用することもできます。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

特別養護老人ホーム(併設型)利用 (多床室1日につき)	要介護1～要介護5	6,030円(603円)～8,840円(884円)
特別養護老人ホーム(併設型)利用 (ユニット型個室1日につき)	要介護1～要介護5	7,040円(704円)～9,870円(987円)
介護老人保健施設利用 (多床室1日につき)	要介護1～要介護5	8,300円(830円)～10,520円(1,052円)

※食事代、送迎費、日常生活費、居室料は別途負担(非課税世帯の方は利用者負担限度額申請をすることができます)

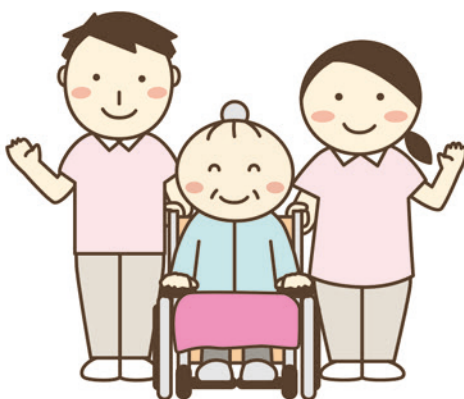
☆短期入所介護の利用は連続で30日までとなります。また連続して30日を越えない利用であっても、短期入所介護の利用日数は、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安としています。

### ●市内の短期入所生活介護事業所

小野田	特別養護老人ホーム長寿園	小野田11324-10	84-2424
有帆	特別養護老人ホーム高千帆苑	有帆10662-8	84-0317
厚狭	短期入所生活介護 あさ紫苑	桜1-3-1	71-1700
	地域密着型特別養護老人ホームなごみの里ななせ	郡1773-2	39-8100
	短期入所生活介護 フクシア	厚狭字埴生田503-1	71-1200
埴生	特別養護老人ホームサンライフ山陽	埴生2156	76-3443

### ●市内の短期入所療養介護事業所

高泊	サテライト型介護老人保健施設しおん高泊	西高泊1198-12	81-5012
厚狭	介護老人保健施設 あさ紫苑	桜1-3-1	71-1700
	サテライト型介護老人保健施設あさ紫苑	厚狭字埴生田503-1	71-1200



## ⑩住宅改修費の支給

### 要支援1～



在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けや段差の解消など以下(1)～(6)に該当する小規模な住宅改修を行った場合、要介護区分を問わず、改修費用(上限20万円)の9割(実質上限18万円)が支給されます。(負担割合が2割(または3割)の方は8割(または7割)支給されます。)

☆利用は原則として1回ですが、1回目の工事費が20万円かからなかった場合は、次回以降に残額を持ち越すことができます。ただし、要介護状態区分が3段階以上上がった場合(例えば、要支援1が要介護3になった場合)は、再度住宅改修費の申請が認められます。また、転居した場合も、あらためて申請できます。住民票がある所が工事対象となります。

### (1)手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路(玄関アプローチ)などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。

### (2)段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げする工事です。

### (3)滑り防止、移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する/浴室の床を滑りにくいものへ変更する/通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

### (4)引き戸などへの扉の取り替え

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。

### (5)洋式便所などへの便器の取り替え

和式便器を洋式便器(暖房便座、洗浄機能付きも含む)に取り替える工事です。

※すでに洋式便器の場合は、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替えることはできません。

※据え置き型の腰掛便座は「福祉用具の購入費の支給」で利用できます。

### (6)上記の改修にともなって必要となる工事

#### 相談から支給決定まで

- ①在宅生活を送る上で支障となっている箇所があれば、ケアマネジャー、または住環境コーディネーターに相談します。入院・入所中の方は理学療法士や作業療法士などに相談します。
- ②ケアマネジャーまたは住環境コーディネーターと工事箇所の内容を決めて、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼します。
- ③地域の評判などを聞いて高齢者向けの住宅に詳しく良心的な工事業者を選び、見積もりを依頼します。できれば複数の業者から見積りを依頼するとよいでしょう。分からない場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センター、市介護保険係などに相談してください。
- ④介護保険係に、住宅改修が必要な理由書・工事費見積書・工事前の写真(日付け入り)・住宅所有者の承諾書(本人の場合は不要)・平面図(複数箇所の場合)を提出します。  
費用を一度に全額支払うことが困難な場合は、ケアマネジャーや市役所介護保険係にお問い合わせください。
- ⑤市が利用者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる工事内容が審査し、理由書作成者に工事の可否を通知します。
- ⑥施工 ※施工前に箇所ごとの改修前の日付け入りの写真が必要なので施工前に業者に確認してください。
- ⑦業者に工事費の全額を支払います。
- ⑧工事完了後、市に再び支給申請をします。(住宅改修費支給申請書・領収書(コピー)・工事後の写真(日付け入り)・必要時工事費内訳書)
- ⑨市から支給決定通知が届き、後日工事費の9割(負担割合2割の方は8割、3割の方は7割)が振り込まれます。(入院中の場合は、在宅での利用が確認されてからになります。)

※住宅改修と福祉用具購入費の支給は、支給限度額に含まれません。

## ⑪福祉用具の貸与 要支援1～



日常生活の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出します。利用者はレンタル費用の1割(または2割～3割)を負担します。

### 要支援1～

- 歩行器 ●歩行補助杖 ●スロープ(工事を伴わないもの)
- 手すり(据え置き型など工事を伴わないもの)

一般的な杖は対象外です

### 要介護2～

- 車いす ●車いす付属品(クッション、電動補助装置など) ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品(サイドレール、マットレスなど) ●床ずれ防止用具(エアーマットなど) ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具部分を除く)

### 要介護4～

- 自動排泄処理装置

☆あると便利だからという理由だけでは貸与できません。介護度にかかわらず、身体状況により必要と判断される理由がケアプランに明記されており、サービス担当者会議等で定期的に必要性が検証される必要があります。(例えば、特殊寝台は要介護2であっても、起き上がりや寝返りが出来る方は対象外になることもあります。)

## ■費用の目安

種類によりレンタル費用の1割(または2割～3割)を利用者が負担します。料金は事業所によって異なります。

☆その他、医師の医学的な所見に基づき貸与が相当であると判断されれば、利用できる場合があります。

## ⑫福祉用具購入費の支給 要支援1～



購入費が9割(または8割・7割)戻ります

貸与になじまない福祉用具(排せつ補助用具、入浴補助用具等)を購入した際の費用を、年間10万円を上限に購入費の9割を支給します。(2割または3割負担の方は、8割または7割の支給となります。)

- 腰掛便座(和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの/洋式便器の上に置いて高さを補うもの/電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの/便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。))
- 特殊尿器(尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの)
- 入浴補助用具(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室いすのこ・浴槽内すのこ)
- 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

以下の福祉用具について、貸与と購入の選択ができます。

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●歩行補助杖(単点杖及び多点杖)

## ■申請方法

福祉用具専門相談員が配置された指定を受けた事業所(下表)のみ購入が可能です。いったん全額を負担して、領収書・価格と仕様分かる書類(製品のカタログの写しなど)を添えて市に申請します。同一種目を複数購入した場合は、支給できません。費用を一度に全額支払うことが困難な場合は、ケアマネジャーや市役所介護保険係にお問い合わせください。

### ●福祉用具販売指定業者



ホームセンターなどで購入された場合は支給されません!

西日本商事株式会社 山口営業所(やすらぎ)	中川4-4-8	84-5289
株式会社ミサト	埴生655-1	76-0802
株式会社はんど	宇部市助田町7-13	37-2377
エネックス株式会社	宇部市東須恵3840-1	41-3355
日本基準寝具株式会社 エコール山口営業所	山口市小郡上郷5256	083-976-0324
ホームケアサービス山口宇部店	宇部市西宇部南3-3-2	39-1147

※その他の県内の事業者一覧を希望される方は市介護保険係にお問い合わせください。



# 介護用品レンタル

～ 自費対応商品 ～

## 《 介護用ベッド 》



※機種は在庫に応じて異なります。  
※どなたでもレンタル可能です。

## 《 車いす 》



## シンフォニーSPスリム



## 《 歩行器 》



## テイコブリトルスリム



お見積り  
無料  
介護保険適用等詳細は  
ご相談ください。

## 住宅改修

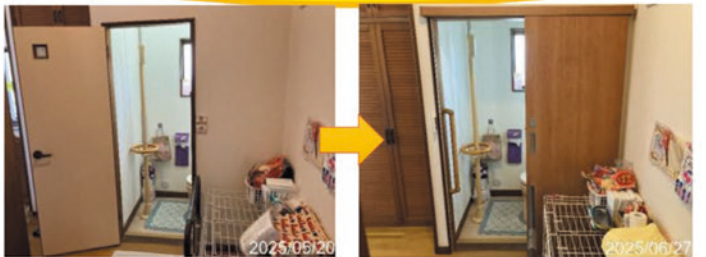
### 滑りにくい床材への改修



### 手すりを取り付け



### 開き戸から引き戸の取替え



介護保険適用の改修(リフォーム)も行っております。詳細についてはご相談ください。

お問い合わせ・ご相談はお気軽に!!

株式会社 キロク

介護福祉用具レンタル・販売事業所

福祉・医療機器ライフサポート

〒751-0876 山口県下関市秋根北町8-1

TEL: 083-256-6664 FAX: 083-227-3113

E-mail: k-fukushi@k-kiroku.co.jp



### ⑬ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 要支援2～



比較的安定した認知症状態にある高齢者が、介護スタッフの支援を受けながら、少人数(5～9人)で共同生活をする場です。家庭的な環境のもとで食事、買い物、入浴、排せつなどの日常生活の支援や趣味活動、機能訓練などが受けられます。

#### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担) (1日につき)

ショートステイもできます

要介護1～要介護5	7,650円(765円)～8,590円(859円)
-----------	---------------------------

※家賃、日常生活費、食材料費、おむつ代、光熱水費などは別途負担となります。

#### ●市内のグループホーム一覧

山陽小野田市にお住まいの方が対象です。

本山	グループホームなみおと	小野田1147-13	88-3080
須恵	グループホームいつは	住吉本町2-7-20	81-2828
高泊	グループホームそらり	西高泊1334-1	39-9101
有帆	グループホームこもれば	有帆真土10535-118	84-2887
	グループホーム花	有帆662-11	83-7270
厚狭	グループホーム彩花	厚狭字殖生田498-1	39-9988
	グループホーム咲花	厚狭字殖生田503-1	73-3700
	グループホーム風花	桜1-3-1	71-1710
厚陽	グループホーム野の花	郡字浜3233-7	78-1810
殖生	グループホームねたろう	福田949-1	79-0575

### ⑭ 特定施設入居者生活介護 要支援1～

(有料老人ホーム・ケアハウス等のうち指定を受けた施設)

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等の施設で特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を利用するサービスです。

#### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

(1日につき)

要介護1～要介護5	5,420円(542円)～8,130円(813円)
-----------	---------------------------

※家賃、日常生活費などは別途負担となります。

#### ■特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスの一覧

高泊	ケアハウスとまりの郷	西高泊10760-3	81-1818
高千帆	ココフレ紫苑	新生3-3-27	39-1100

※市内の施設のみ掲載しています。その他、市外や県外の施設を利用することもできます。

### 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等 外部のサービスが利用できます

本山	あさひ	小野田743-1	43-6398
	よりあい	小野田字一ノ薄笹36-10	88-1577
赤崎	ひろき苑高齢者住宅小野田	赤崎2-9-1	52-8171
	健幸ホーム	小野田4839-1(笹尾)	43-9556
	ゆうあい	小野田4046	88-2300
	よりそい	小野田3851-11(須田の木)	43-7110
須恵	こんふおーとらいふ むべの里	住吉本町2-5-12	81-1015
	むべの里有料老人ホーム住吉	住吉本町2-5-12	81-1015
	ほほえみ西の浜	南竜王町12-16	88-2324
	輪(りん)	須恵3-4-5	39-8785
小野田	2ハウス陽だまりのいえ	小野田11315-47	83-1868

小野田	ほほえみの里	小野田7408	83-3770
高泊	スカイラ	西高泊字二東大塚1334-1	39-9101
	響	西高泊1467	39-5280
高千帆	翔陽	新生町2-8-8	39-7169
	わけん	新生町2-8-10	39-7773
有帆	結楽の杜	有帆1296-1	39-1032
	かざぐるま荘	有帆535-76	83-0567
厚狭	心遊館	桜1-3-2(あさ紫苑)	71-1700
	のんびり村厚狭	鴨庄4-4	71-2030
	メディカルリハビリテーションホーム SUMIKA	厚狭688-5	72-1165
	むべの里厚狭・むべの里厚狭Ⅱ	厚狭字今市1469-1	38-5525
	康友	郡415-3	39-1711
厚陽	心遊館こうよう	郡字浜3233-7	78-1800
出合	であいの里	山野井1840-5	39-5262
	生活支援ホーム ころろ和み	山野井1822-1	43-9463
埴生	ヴィブレ埴生	埴生2138-1	38-8477

※市内の施設のみ掲載しています。その他、市外や県外の施設を利用することもできます。

## 問 有料老人ホームとはどういう施設ですか？

**答** 有料老人ホームは身体機能の低下などが認められる方、あるいは独立して生活することに不安が認められる方で家族による援助が困難な方が対象。入浴や食事を提供するほか、調理設備も付いています。個別の居室で自立したそれぞれの生活を楽しめます。外出も外食も旅行もできます。利用料は収入等によって異なります。

外出が自由に  
できるのがいいね



## 問 サービス付き高齢者向け住宅とは何ですか？

**答** 住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供します。

## ⑮ 小規模多機能型居宅介護 要支援1～



通所サービスを中心とし、必要に応じて入所サービスや訪問サービスを組み合わせて行うもので、利用者の状況に応じた総合的な介護サービスを提供するものです。利用者の方が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排せつの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を受けることができます。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

(1か月につき) 要介護1～要介護5 104,580円(10,458円)～272,090円(27,209円)

※日常生活費、食材料費、おむつ代などは別途負担となります。

### ●市内の小規模多機能型居宅介護事業所一覧

山陽小野田市にお住まいの方が対象です。

本山	なみおと	小野田1147-13	88-3080
須恵	いつは	住吉本町2-7-20	81-2828
厚陽	こうよう紫苑	郡字浜3233-7	78-1800

※このサービスを利用している間は以下のサービスは併用できません  
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活・療養介護、特定施設入居者生活介護及びその他の地域密着型サービス

## ⑯ 看護小規模多機能型居宅介護 要介護1～



「小規模多機能型居宅介護(通い・宿泊・訪問)」と「訪問看護」を組み合わせたサービスです。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担)

(1か月につき) 要介護1～要介護5 124,470円(12,447円)～314,080円(31,408円)

※日常生活費、食材料費、おむつ代などは別途負担となります。

### ●市内の看護小規模多機能型居宅介護事業所一覧

山陽小野田市内にお住まいの方が対象です。

高泊	看護小規模多機能型居宅介護そらり	西高泊1334-1	39-9101
厚狭	看護小規模多機能ホームフクシア	厚狭字埴生田498-1	39-5677

※市外の施設を利用することは原則としてできません。

### ※このサービスを利用している間は以下のサービスは併用できません

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活・療養介護、特定施設入居者生活介護及びその他の地域密着型サービス

## ⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護1～



日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

### 次のサービスを適切に組み合わせて提供します

- ① 定期巡回サービス  
訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をします。
- ② 随時対応サービス  
オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行います。
- ③ 随時訪問サービス  
オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をします。
- ④ 訪問看護サービス  
看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行います。

一体型では、①～④のサービスを提供します。

連携型では、①～③のサービスを提供し、④のサービスは、連携先の訪問看護事業所が提供します。

### ■費用の目安(カッコ内は利用者負担) (1か月につき)

一体型	訪問介護のみ	要介護1 54,460円(5,446円) ～ 要介護5 246,920円(24,692円)
	訪問介護と訪問看護を利用	要介護1 79,460円(7,946円) ～ 要介護5 282,980円(28,298円)
連携型		要介護1 54,460円(5,446円) ～ 要介護5 246,920円(24,692円)

※連携型で訪問看護を受ける場合には、別に訪問看護事業所において訪問看護費がかかります。

### ●市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所一覧

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 そらり	西高泊1334番地1	39-9101
----------------------	------------	---------

※市外の施設を利用することは原則としてできません。

# 施設サービス

施設サービスは、介護ニーズを踏まえ、入所する施設を以下の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院から選択し、施設へ直接申し込みます。

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活介護や機能訓練、療養上の世話が受けられます。要介護3以上の方が申し込みの対象となります。

特別養護老人ホーム 高千帆苑	有帆10662-8	84-0317
特別養護老人ホーム 長寿園	小野田11324-10	84-2424
特別養護老人ホーム サンライフ山陽	埴生2156	76-3443
特別養護老人ホーム フクシア	厚狭字埴生田503-1	71-1200

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)

山陽小野田市内にお住まいの方が対象の特別養護老人ホームです。

地域密着型特別養護老人ホーム なごみの里ななせ	郡1773番地2	39-8100
----------------------------	----------	---------

## 介護老人保健施設

病状が安定し、在宅復帰を目指している方に対し、医学的管理の下で、看護、介護、リハビリを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭への復帰を支援します。

サテライト型介護老人保健施設しおん高泊	西高泊1198-12	81-5012
介護老人保健施設 あさ紫苑	桜1-3-1	71-1700
サテライト型介護老人保健施設 あさ紫苑	厚狭字埴生田503-1	71-1200

## 介護医療院

急性期の治療は終わったものの、医学的管理の下で長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

小野田赤十字介護医療院	小野田3700(須恵東)	88-0222
-------------	--------------	---------

※市外や県外の施設を利用することもできます。

## 問 特別養護老人ホームの入所は申し込み順ですか？

答 特別養護老人ホームは、山口県の定めた入所基準に基づいて必要度順に待機者名簿を作成しています。要介護度、介護者の状況、在宅サービスの利用率、特別な事情等による緊急性の判断などにより、優先順位が変わることがあります。入所判断は施設ごとに入所検討委員会の合議により公平に行われています。

# 利用料について

利用者負担割合で利用料が変わりますが、上限を超えた場合、高額介護サービス費として後日支給されます。

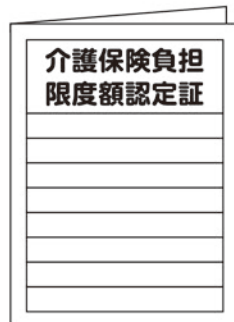
## ① 施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合には、施設サービス費の1～3割、居住費(部屋代)、食費、日常生活費の全額が利用者負担となります。

下表で第1～第3段階に該当する場合は負担限度額認定申請をされると居住費と食費が減額されます

### <適用要件>

A	市民税非課税世帯
B	同一世帯・別世帯に配偶者(事実婚も含みます)がいる場合、その配偶者が市民税非課税であること
C	預貯金などの資産要件 ○年金収入等80.9万円【82.65万円】以下(第2段階) 単身650万円以下、夫婦1,650万円以下 ○年金収入等80.9万円【82.65万円】超120万円以下(第3段階①) 単身550万円以下、夫婦1,550万円以下 ○年金収入等120万円超(第3段階②) 単身500万円以下、夫婦1,500万円以下 ※年金収入等とは、公的年金等収入金額(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額をいいます。 ※65歳未満の場合、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。



居住費と食費の減額後の日額の負担上限額が記載してあります。有効期限がありますので注意してください。

※【 】は令和8年8月からの額です。

### <利用者負担段階と負担限度額>

(単位:円/日)

利用者負担段階	対象者	居住費					食費	
		ユニット型		従来型個室		多床室	短期入所	施設
		個室	個室的多床室	特養等	老健・医療院等			
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	年金収入等の合計が年額80.9万円(※1)以下の方	880円	550円	480円	550円	430円	600円	390円
第3段階①	年金収入等の合計が年額80.9万円(※1)超120万円以下の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,000円	650円
第3段階②	年金収入等の合計が年額120万円超の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,300円	1,360円
第4段階	上記以外の方(基準額)	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	特養等915円 老健・医療院等437円(※2)	1,445円	1,445円

居住費、食費に日常生活費や別途加算等が加わりますので、詳細は施設にご確認ください。

※1 令和8年8月から82.65万円に変わります。

※2 介護老人保健施設・介護医療院の多床室の室料を徴収する場合は697円となります。

### 対象となるサービス(介護予防も含まれます)

- 介護老人福祉施設・短期入所生活介護(上記の表の特養等の金額)
  - 介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護医療院(上記の表の老健・医療院等の金額)
- ※有料老人ホーム・グループホーム等は対象になりません。

短期入所も対象になります

## <部屋のタイプについて>

ユニット型個室…小人数ごとに共同リビングがある個室で、居住費と光熱水費相当が利用者負担となります。

ユニット型個室的…小人数ごとに共同リビングはあるが隣室と完全にわかれていない個室で、居住費と光熱水費相当が利用者負担となります。

従来型個室…小人数ごとの共同リビングがない個室で、居住費と光熱水費相当が利用者負担となります。

多床室…相部屋で、光熱水費相当が利用者負担となります。

※日常生活費とは、

- ①入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの(歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等)を施設が提供する場合に係る費用
- ②入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ③健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
- ④預り金の出納管理に係る費用
- ⑤私物の洗濯代をいいます。ただし、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用はかかりません。

## ②在宅サービスの費用の目安

在宅サービスのうち、居宅サービス区分のサービスを利用するときには、要介護状態区分別に介護保険の対象となる1か月の上限(支給限度額)が決められており、支給限度額の範囲内でケアプランが作られ、その1～3割が利用者負担となります。自己負担分から高額介護サービス費の支給額を除いた額が、最終的な利用者の負担金となります。

## 減額・軽減制度について

### ①高額介護サービス費

#### (施設入所・デイサービス・ショートステイ・訪問介護・訪問看護等)

同じ月に支払った利用者負担の合計額が高額になり、下記の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます(同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額となります)。

区 分		自己負担上限額
生活保護を受給している方等		15,000円(個人)
世帯全員が 市民税非課税	公的年金等収入金額+その他の合計 所得金額の合計が80.9万円[82.65万円]以下の方等	15,000円(個人)
		24,600円(世帯)
		24,600円(世帯)
市民税課税世帯	課税所得380万円未満	44,400円(世帯)
	課税所得380万円以上～ 課税所得690万円未満	93,000円(世帯)
	課税所得690万円以上	140,100円(世帯)

2回目からは  
申請しなくても  
振り込まれ  
ます

※【 】は令和8年8月からの額です。

※施設サービスなどの食事代、居住費、日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は高額介護サービス費の対象となりません。

※市から支給の対象となる方に、初回の利用月の翌々月に『高額介護サービス費等支給申請書』をお送りします。一度申請手続きをされずと、2回目以降は申請しなくても自動的に超えた額を初回申し込み時の口座に振り込みます(決定通知をお送りします)。

## ②高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額(高額介護サービス費の支給を受けた額を除く。)が一定の基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。8月1日から翌年の7月31日の期間の介護と医療の自己負担額を世帯で合算し、その額が基準額を超えたときは、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費」としてあとから支給されます。支給対象になると思われる方には、医療保険者から申請の案内が送付されます。申請方法等詳細は医療保険者または市介護保険係へお問い合わせください。

## ③社会福祉法人による利用者負担減免 (施設入所・訪問介護・デイサービス・ショートステイ)

社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、ショートステイの各サービスの利用者で、市民税世帯非課税で、次の要件を満たし、市が生計困難と認定した方。なお、対象事業所については、お問い合わせください。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

## ④市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置(施設入所)

利用者負担第4段階で、世帯のだれかが介護保険施設に入所(入院)し、在宅で生活する家族の収入が一定額以下となる場合。

- ①市民税課税者がいる2人以上の世帯
- ②世帯員が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費・食費の年間合計)を除いた額が80.9万円【82.65万円】以下となること

※【 】は令和8年8月からの額です。

- ④世帯の預貯金の額が450万円以下であること
- ⑤世帯が家屋や日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ⑥世帯に介護保険料を滞納している方がいないこと



# リハビリでカラダはもっとよくなる



歩き続けるための

## 個別 リハビリ

リハビリデイサービス **プラスワン**

小野田店 TEL **0836-39-7887**

宇部店 TEL **0836-39-6010**



カラダもココロも楽しくリハビリ!  
**お買い物**

選択リハビリ型デイサービス

**プラスワンサック小野田店**

TEL **0836-52-8803**



皮膚トラブルや排泄ケアもお任せ!

## 訪問 看護 リハビリ

訪問看護リハビリテーション

**プラスワンピース i-step 小野田店**

TEL **050-1742-2838**



連絡も相談も!

ゼーンぶ **LINE** でいいんです!

ケアプランや介護のこと  
私たちに任せください!

居宅介護支援事業所

**プラスワンプラン**

TEL **050-1741-4883**



**見学・体験随時募集中!**

**お申込やお問合せはお電話またはHPから!**

**障害福祉事業も  
やっています!**

・ 就労継続支援B型事業所 **プラスワンワークス**

TEL 0836-39-0510

・ 相談支援事業所 **プラスワンコンセール**

TEL 050-1731-8171

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)には、要支援1・2と認定された方や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方が利用できる「サービス・活動事業(第一号事業)」と65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の利用の流れ

65歳以上の方

地域包括支援センターに相談します

要介護認定を受けます

基本チェックリストを受けます

※生活状況などについての簡易な質問票

要介護  
1~5の方

要支援  
1・2の方

非該当の方

生活機能の  
低下が  
みられた方

自立した  
生活が  
送れる方

介護保険の介護サービス(要介護1~5の方のサービス)が利用できます。

介護保険の介護予防サービス(要支援1・2の方のサービス)が利用できます。

本人や家族と話し合いケアプランを作成します。  
地域包括支援センター(居宅介護支援事業所に委託する場合があります。)が実施します。

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方

**サービス・活動事業(第一号事業)**

が利用できます

65歳以上のすべての方

**一般介護予防事業**

が利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業

## サービス・活動事業(第一号事業)

●要介護認定審査を受けずに、「基本チェックリスト」で該当すれば、迅速にサービスが利用できます。

### 訪問型サービス

#### ①予防給付型

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

※認知症等がある方へ、専門的な支援を伴う生活援助を行います。

#### ②生活維持型Ⅰ

ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助(調理、掃除、ゴミ出しなど)を行います。

#### ③生活維持型Ⅱ

※専門的な支援を伴わない生活援助を行います。

#### ④短期集中型

リハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問し、生活機能の改善を行います。

### 通所型サービス

#### ①予防給付型

通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練をします。

#### ②生活維持型

通所介護施設で、閉じこもり予防や自立支援(運動器機能向上及び栄養の改善、口腔ケア)に向けた支援を行います。

※入浴や食事や送迎が必要な方が対象です。

#### ③短時間型

通所介護施設で、閉じこもり予防や自立支援(運動器機能向上及び栄養の改善、口腔ケア)に向けた支援を短時間(3時間程度)で行います。

## 一般介護予防事業

●身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組める教室などを開催します。

#### ①住民運営通いの場の立ち上げ支援

歩いて通える身近な場所で効果的な介護予防の体操(いきいき百歳体操)や脳を活性化する取組(脳いきいきクラブ)を行う場づくりのお手伝いをします。

※現在実施している場所については、お問い合わせください。

#### ②介護予防応援隊養成講座

自分の介護予防をしながら、周囲の皆さんの介護予防に向けた地域づくりをお手伝いしていただける方を育成・支援することを目的とした講座を開催します。

#### ③あたまの健康チェック

認知症の前段階である軽度認知障害を早期に発見し予防対策を行うために簡単なチェックテストを実施します。

#### ④認知症予防のための音読体験

認知症予防に効果のある音読等(体操、呼吸法、発声、レクリエーション)についての講話と体験を行います。

#### ⑤認知症予防のためのコグニサイズ体験

頭を使いながら体を動かすことで脳を活性化する運動です。



# 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が、住み慣れた地域でその方らしい生活を続けることができるように、介護・福祉・保健・医療など様々な面から支援を行うための高齢者なんでも相談窓口です。

## 地域包括支援センターの支援内容

### ①介護・福祉・保健・医療などの総合的な相談

高齢者やその家族の介護や介護予防に関する悩みに対応します。健康や福祉、医療に関することなど何でもご相談ください。

### ②自立して生活できるようなサービスの調整

要支援1・2・事業対象者と認定された方への支援や、介護予防が必要な方への支援を行います。(ケアプランの作成等)

### ③高齢者の権利を守るための相談・支援

高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度や権利擁護事業の紹介、虐待の早期発見と防止などに対応します。

### ④高齢者が住みよい地域づくり

介護・福祉・保健・医療などの様々な機関と連携し、地域ぐるみで高齢者を支えるネットワークづくりを行い総合的に高齢者を支えます。

## ○地域包括支援センター

お住まいの地域により、担当の地域包括支援センターが決まっています。下記までお気軽にご相談ください。

センター名	担当地区	所在地	電話番号
山陽小野田市北部 地域包括支援センター	埴生・厚陽 出合・厚狭 高千帆	山陽小野田市東高泊 1588-2	
山陽小野田市南部 地域包括支援センター	有帆・高泊 小野田・須恵 赤崎・本山	山陽小野田市日の出 一丁目1番1号 (市役所高齢福祉課)	
山陽小野田市基幹型 地域包括支援センター	市内全域	山陽小野田市日の出 一丁目1番1号 (市役所高齢福祉課)	82-1149

# 山陽小野田市の高齢者福祉サービス

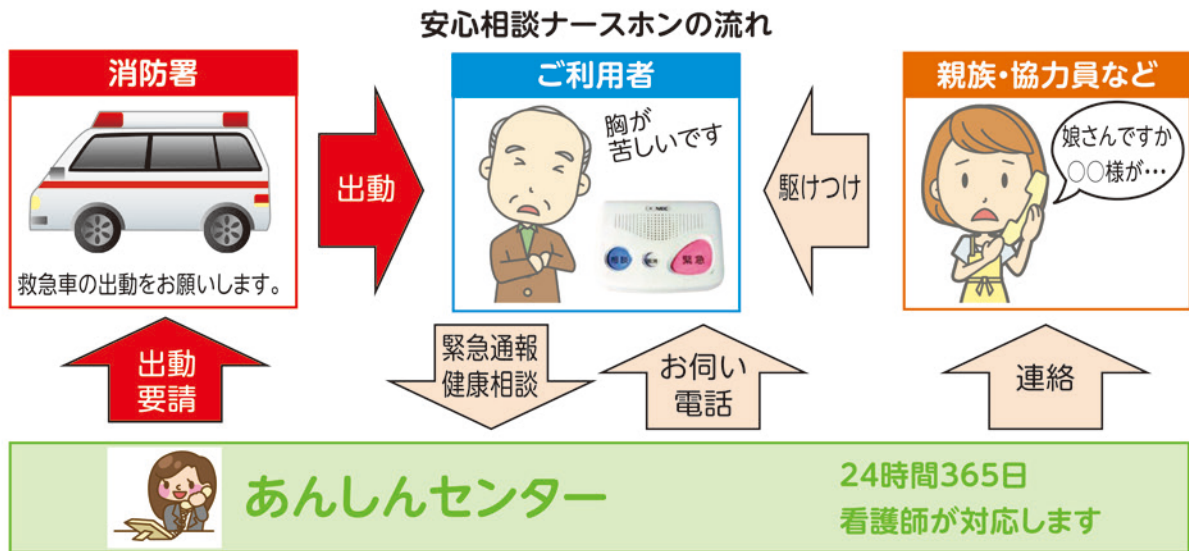
山陽小野田市が提供している高齢者福祉サービスについてご紹介します。  
必要と思われる方、詳細を聞きたい方は、市の窓口へご連絡ください。

## 高齢者が必要に応じて利用できるサービス

### ① 安心相談 ナースホン

日常生活に不安のある、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方、障がい者の単身世帯や障がい者のみの世帯の方、日中独居となる高齢者の方に対し、緊急通報装置をお貸しします。

緊急時に通報ボタンを押すと、「あんしんセンター」につながり、状況に応じて消防局や親族、協力員に連絡し速やかに救助等を行います。緊急時の通報のほか、健康相談もでき日常生活の不安を解消します。



- ・安心相談ナースホンは外出先からは利用できません。
- ・携帯電話しか所持していない方も申込できます。

#### 【利用料】

- ・市民税非課税世帯  
(課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下)……………月額 0円
- ・市民税非課税世帯  
(課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える)……………月額399円
- ・市民税課税世帯……………月額798円

※利用料は変更になる場合があります。

## ②加齢性難聴者補聴器 購入費の助成

【助成額】  
補聴器本体の購入費の  
1/2の額(上限3万円)

※申請を希望される方  
は事前に高齢福祉課  
に御相談ください。

高齢者の認知症予防の取組の一つとして、中等度難聴者を対象に、補聴器購入費用を助成します。

○申請できる方(次の要件を全て満たす方)

- (1)65歳以上の市民
- (2)補聴器を利用する本人の市町村民税が非課税であること。
- (3)聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (4)両耳それぞれの会話音域の平均聴力レベルが40デシベル以上の方
- (5)医師が補聴器の使用が必要であることを認める方(要意見書)
- (6)当該助成金の交付を受けたことがない方(助成決定後、5年を経過した方を除く)

## ③訪問理美容サービス

老衰や疾病、心身の障害などの理由により理・美容院に出向くことが困難な高齢者の方は、出張による在宅での理容・美容サービスを受けることができます。出張費用を市が負担し、利用者は理容・美容の料金を負担します。

## ④生活管理短期入所

【利用料】  
1日当たり480円  
※別途食事代の負担があります

同居人が不在等の理由により、単身での生活に不安がある65歳以上の方(要介護認定等を受けていない市民税非課税世帯に属する方に限る)は、ショートステイ(原則として1週間)を利用し、生活の支援・指導を受けることができます。

## ⑤寝具乾燥サービス

【利用料】  
寝具の種類によって料金が異なります

老衰や疾病、心身の障害などの理由により、寝具等の衛生管理が困難な高齢者の方が利用できます。原則として、家族等の支援を受けることができない方が対象となります。

※年2回実施

※実施については、広報で随時お知らせします。

## 家族介護者に対する支援

### ⑥紙おむつ等の 介護用品の支給

市民税非課税世帯に属する、在宅の寝たきり高齢者(要介護4以上)を常時介護している同居の家族等に対し、紙おむつ等介護用品の支給を行います。支給には支給認定申請書の提出が必要です。

※認知症の方も適用になる場合がありますのでご相談ください。

○支給品目…紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等

### ⑦家族介護者 交流事業

在宅で要介護の認定を受けておられる高齢者を介護されている市内在住の家族介護者の方を対象として、日頃の介護の疲れをリフレッシュする事業を実施しています。介護者同士の交流や、介護相談などを行います。

※募集は、市広報等でお知らせします。

## その他の支援

### ⑧ あんしんキット

高齢者や障がい者、身体状況に不安のある方等にかかりつけ医や持病、緊急連絡先などを記載した情報カードとカードを入れておく容器を無料で配布します。

容器を冷蔵庫に保管するとともに玄関の内側と冷蔵庫の扉に設置を知らせる表示を貼ることで、緊急時に救急隊が迅速な対応を取ることができます。

#### 申込先

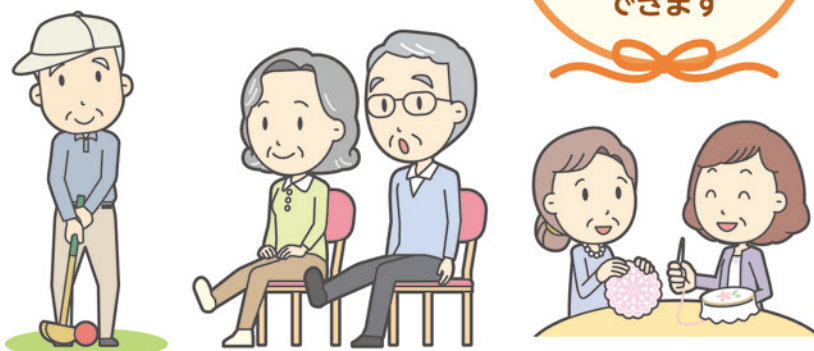
社会福祉協議会 ..... ☎81-0050

## 老人クラブ

老人クラブでは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っています。長い人生で得た知識や経験を活かし、無理のない範囲で一緒に楽しく活動しませんか。お気軽にお問い合わせください!!

#### 活動内容

いきいき百歳体操、サロン活動、グラウンドゴルフ、カローリング、スポーツ大会、趣味・文化・芸能などのサークル活動、旅行、各種学習講座、ボランティア活動や環境美化活動など



おおむね  
60歳以上なら  
誰でも入会  
できます

#### お問い合わせ先

山陽小野田市老人クラブ連合会  
(社会福祉協議会) ..... ☎81-0050

### 【お問い合わせ・ご相談の窓口】

介護予防や安心安全な生活を過ごすための各種サービスについて必要と思われる方、詳細を聞きたいという方は、市の窓口までご連絡ください。その他、高齢者相談についても随時受け付けています。

山陽小野田市役所  
高齢福祉課 高齢福祉係

☎82-1171

# お問い合わせ

## 山陽小野田市役所 福祉部 高齢福祉課

介護保険制度について	介護保険係	☎82-1172
	基幹型地域包括支援センター	☎82-1149
高齢者福祉サービスについて	高齢福祉係	☎82-1171

## 在宅介護の相談は

### ○地域包括支援センター

センター名	担当地区	所在地	電話番号
山陽小野田市北部 地域包括支援センター	埴生・厚陽・出合 厚狭・高千帆	山陽小野田市東高泊 1588-2	
山陽小野田市南部 地域包括支援センター	有帆・高泊・小野田 須恵・赤崎・本山	山陽小野田市日の出 一丁目1番1号 (市役所高齢福祉課)	
山陽小野田市基幹型 地域包括支援センター	市内全域	山陽小野田市日の出 一丁目1番1号 (市役所高齢福祉課)	82-1149

※地域包括支援センターとは、在宅介護の相談はもちろんのこと、市の福祉サービスを受けるための手続きの代行や、介護が必要にならなくていように元気で過ごせるためのアドバイスなどを他の機関と連携をとりながらおこなう、住民の皆さんの身近な相談窓口です。

## サービス提供事業者についての苦情や相談は

市の高齢福祉課の窓口までご相談ください。納得できない場合や特に希望される場合は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)へ苦情や相談をおこなうことができます。

「ケアマネジャーが希望どおりのプランを立ててくれない。」「ヘルパーが頼んだことをやってくれない。」「施設で出される食事内容が悪い。」「ショートステイ利用中に骨折したが十分な対応がない。」「理由もなくデイサービスの利用を断られた。」などについて、来所、電話及び文書による苦情相談を受け付けています。

## 山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

〒753-8520 山口市朝田1980-7

☎083-995-1010 (平日の午前9時から午後5時まで)

## あなたの利用事業所をここへ記入しましょう

利用事業所名	担当者	電話番号



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2026年3月発行

発行:山陽小野田市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

# 有料老人ホーム わけん

個室20室、夫婦部屋1室  
入居時にかかる費用0円  
月額91,600円～(税込)

(●室料 30,000円 ●管理費 13,800円  
●朝昼夕食 42,900円 合計 86,700円)  
※管理費には、水道光熱費・生活支援費・緊急対応サービス費が含まれます。



## 毎日楽しい

天気の良い日は外出!  
毎日の料理レク!  
趣味のガーデニング!  
などなど

## 毎日入浴

毎日風呂に入る風呂好きには、  
たまらない体制を整えています。



## ショートステイ対応

お泊りデイサービスを設置。  
いつでも泊まれる環境を  
作っています。



■お問い合わせはお気軽にどうぞ

☎0836-39-7773

〈受付時間〉8:30～17:30 年中無休 〈所在地〉山陽小野田市新生2丁目8-10  
〈ホームページ〉<https://onodawaken.com/>

【施設概要】●名称/有料老人ホームわけん ●施設類型/住宅型有料老人ホーム ●住居の権利形態/利用権方式  
●利用料の支払い方式/月払い方式 ●入居時の要件/入居時要介護 ●介護保険の種類/在宅サービス利用可 ●  
居室区分/全室個室 ●事業主体/運営管理会社/株式会社和研 ●土地・建物の権利形態/自社・事業主体所有



有料老人ホーム

# 翔陽

SYOUYOU

～翔陽で毎日充実した日々を～



全室個室



外出



特浴

寝たきりの  
方も浴槽に  
入れます



毎日の生活を**医療面・介護面**で  
サポートします。

金額は消費税込

家賃	管理費*1	食費
30,000円	24,000円	45,000円

※その他、介護保険料・医療保険費・おむつ代の実費等が必要になります。  
詳しくはお問い合わせください。

※1 管理費には、安否確認費・生活相談費・室温調整・換気費・病院への情報提供費・薬の管理費・居室内のゴミ  
回収費・汚染時の対応費・シーツ交換費・水道光熱費が含まれます。

■お問い合わせはお気軽に

☎0836-39-7169

〈受付時間〉8:30～17:30 年中無休  
〈所在地〉山口県山陽小野田市新生2丁目8-8



【施設概要】●名称/有料老人ホーム翔陽 ●施設類型/住宅型有料老人ホーム ●住居の権利形態/利用権方式  
●利用料の支払い方式/月払い方式 ●入居時の要件/入居時要介護 ●介護保険の種類/在宅サービス利用可  
●居室区分/全室個室 ●事業主体/運営管理会社/株式会社翔陽 ●土地・建物の権利形態/賃借 ●建物の権利  
形態/自社・事業主体所有

まごころと笑顔で“よりそい”ます。

住宅型有料老人ホーム  
&  
デイサービス

よりそい



専門職多数在籍(歯科衛生士・理学療法士・あん摩マッサージ指圧師・看護師・栄養士)  
+ 手作りのお食事で“お・も・て・な・し!!” ※2025年11月現在  
※写真はイメージです



デイサービス  
無料体験  
実施中

日々の生活は  
Instagramで公開中!



LINEでの  
ご相談も受付中!  
お気軽にどうぞ。

お問い合わせ先

☎0836-43-7110

山口県山陽小野田市大字小野田  
3851番地11(雀田駅近く)



[運営会社]  
株式会社ホットスペース